

令和元年（ワ）第172号、同2年（ワ）第216号、同3年（ワ）第181号
違法行為差止請求事件

原 告 和田廣治 外

被 告 金井 豊 外

第29準備書面

— 被告準備書面（9）への反論（その2）武力攻撃・テロ対策 —

2023年3月15日

富山地方裁判所 民事部 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 岩淵 正明

外



目 次

第1 総論	2
第2 想定される攻撃・テロ態様	5
1 北朝鮮・中国によるミサイル攻撃と多様化する攻撃	5
2 大型航空機の突入による攻撃の脅威	7
3 拡大自殺	8
4 テロ攻撃	9
5 サイバーテロ	9
第3 現実化した原発に対する武力攻撃	10
第4 国会における議論	11
1 原発への武力攻撃を受けての議論	11
2 第208回国会参議院経済産業委員会（令和4年3月8日）	11
3 第208回国会衆議院経済産業委員会（令和4年3月9日）	12
4 第208回国会参議院災害対策特別委員会（令和4年3月11日）	12
第5 新規制基準での対策の不備	12
第6 結語	14
1 原発は自国民に向けられた核兵器である	14
2 万が一という事態が現実化している	14

第1 総論

1 原発に対する武力攻撃・テロは現実的な脅威である

(1) 原発の安全性を考えるときには、武力攻撃・テロによって原発が攻撃される場合のことを考えなければならない。

北朝鮮・中国によるミサイル攻撃や、現実に平成13年9月11日に経験した米国同時多発テロ（以下9.11テロという）のような航空機の突入に際しては、過酷事故を容易に引き起こしかねない。

ミサイルの弾頭が格納容器や圧力容器を直撃した場合、それらが破壊され

る恐れがある。格納容器を直撃しなくとも、原子炉建屋やその周囲に着弾し、配線、配管、電源設備が破壊されれば、重大事故に至ることは福島第一原発事故で経験済みである。

- (2) 航空機による自爆テロの可能性が現実的なのも、アメリカの9.11テロ、ドイツの自殺的墜落事故、エジプトのロシア機の爆破事故からも明らかであり、武装集団の襲撃によっても同様の事態は起こる。
- (3) このような攻撃下では、事故対応の「止める、冷やす、閉じ込める」など実行している余裕などなく、ほとんど不可能である。そうすると、原発というものは、たとえミサイル等の通常兵器や航空機、あるいは重火器、爆弾を抱えた武装集団によって攻撃されても放射性物質が大量に放出されるので、核兵器攻撃されたのと同等もしくはそれ以上の被害をもたらす攻撃対象なのである。それはもはや「自国だけに向けられた核兵器」であると言っても過言ではない。
- (4) そして、「福島第一原発事故。実は今世界は、『フクシマ』からもう一つの重大な警告を受け止めている。『核兵器がなくても、原発の電源や燃料プールを破壊すれば核テロを起こせる』ことを明らかにしてしまったのだ。」(甲第121号証) とあるとおり、原発テロはより容易になったことも明らかである。

2 過去の原発やそれに準ずる施設へのテロ事例

実際、過去に原発や関連施設に対して行われた攻撃・テロは次頁の通り少なくない。これら事例にかんがみれば、我が国でも攻撃・テロを企てる者の攻撃対象として、原発は常に脅威にさらされているのである。

【図表2：原子力施設へのテロ】

発生年月日	国名	場所	事件概要
1966年11月	英国	ブレッドウェル原発	核燃料棒20本盗難
1970年4月	英国	クロスター・シャー・バークレー原発	同施設に不満を持つ職員が放電器を制御するワイヤを切断
1971年8月	米国	バーモントヤンキー原発	施設内に不審者が侵入し、逃走時に守衛に危害を加えた。
1972年11月	米国	オークリッジ実験施設	ハイジャック犯が同施設の上空を飛行機で旋回し、施設に突撃すると脅迫し、従業員が避難した。結果的に犯人の要求金1,000ドルの要求をのんだ。
1975年	ドイツ	ビブルス原発	原発反対派がサイト内にバズーカ砲を持ち込む。
1975年8月	フランス	Mont D'Area 原発	Breton 分離主義者により爆弾2個による攻撃。冷却水供給の人口湖と発電所をつなぐ運河の先端と建屋に爆弾を仕掛けた。放射能漏れ等の被害は無し。
1977年10月	米国	オレゴン州トロージャン原発	発電所訪問者センターの隣接エリアで爆破が起きた。防護区域に被害なし。Environmental Assault Unitが犯行声明
1982年2月	フランス	高速増殖炉スーパーフェニックス	ローヌ川対岸からロケット弾5発が打ち込まれる。環境保護団体が犯行声明
1982年11月	英国	ウインズケール再処理施設	ウインズケールの施設で10kg以上のブレトニウム、その他2ヶ所の原子力施設で300kgのブレトニウムと濃縮ウランが行方不明
1984年2月	米国	セコイア原発	消防員が巡回の際、補助建屋でゴミ袋の炎上を発見し、火災報知から6分以内で消火された。サボタージュの疑いが強いとされ、FBIに通報した。
1990年2月	ロシア	アゼルバイジャン共和国首都バクー近郊	民族紛争の際に、武装したイスラム原理主義派の小グループが首都バクー近郊の核兵器貯蔵施設を襲撃。
1993年2月	米国	ペンシルベニア州スリーマイルアイランド原発	乗用車に乗った精神疾患者が防護区域のゲートに体当たりし、タービンに激突、運転を捨てて逃走した。約4時間後、タービン建屋底部の復水器区域管理下の狭いスペースに隠れているところを逮捕された。
1993年3月	スウェーデン	Barseback 原発	デンマークの環境保護活動家2人が侵入し逮捕された。1人は事故時に使用するフィルター収納建屋まで、1人は内外側フェンスの間まで侵入
1995年4月	英国	セラフィールド再処理施設	15ヶ国から約300人のグリーンピース活動家が侵入を試み、70人を超える逮捕者を出した。「爆弾製造用核分裂性物質の生産を中止する」という英國政府発表の核不拡散条約会議に注目を集めようとしたもの
1998年12月	ロシア	チェチェンアルゲン	チェチェン共和国首都グロズヌイから9マイルの鉄道線路付近の放射性物質を搭載したコンテナの中で爆弾が発見され当局の手で解体された。放射性物質拡散デバイスの発見が報道されたのは初めて
1999年3月	スウェーデン	Barseback 原発	環境保護活動家が原発の閉鎖を求める24人が侵入。抗議の横断幕を建屋に掲げた。20人が投げし逮捕、残り4人もヘリで屋上から踏み込んだ警察によつて逮捕された。
2007年3月21日	スウェーデン	Forsmark 原発	午前9時頃、ストックホルム北約100kmにあるForsmark原発に、爆弾を仕掛けたとの電話があり、操業には影響はなかったが、職員が一時避難する騒ぎになった。

【出典：季報エネルギー総合工学 Vol. 24 No.4 より抜粋】

(東京海上日動リスクコンサルティング(株)、TRC EYE No. 154 より)

第2 想定される攻撃・テロ態様

1 北朝鮮・中国によるミサイル攻撃と多様化する攻撃

(1) 我が国において考えられているのは、朝鮮民主主義人民共和国（以下北朝鮮という）からのミサイル攻撃である。

現在、北朝鮮は、ノドン改良型（射程距離約1300km以上）、テポドン2派生型（射程距離約10000km）など、アメリカ合衆国全土を射程距離におさめるような大陸間弾道ミサイルを保有している。

しかし、我が国にとって重要なのは、我が国を射程距離内とするスカッド（射程距離約1000km）、SLBM改良型（射程距離約1000km以上）、ノドン（射程距離約1300～1500km）、ムスダン（射程距離約2500～4000km）である（甲第122号証 78～90頁）。

(2) 次いで、中国からのミサイル攻撃も危惧されている。

中国の保有するミサイル戦力は、米・ロ間の中距離核戦力（INF）全廃条約の外に置かれており、中国は同条約が規制していた射程500～5500kmの地上発射型ミサイルを多数保有しているとされる（甲第122号証33～38頁）。

そして、近時の台湾有事の議論を前提として、令和5年1月に米国のシンクタンク「戦略国際問題研究所（CSIS）」が公表した報告によると、中華人民解放軍が台湾への着上陸侵攻を図ると想定した机上演習の結果では、平均122機の自衛隊航空機、26隻の艦船が損失すると予想している（甲第123号証）。これらの損失は、中国のミサイル攻撃等によるものであるが、この際に原発も攻撃されることが危惧されているのである。

(3) 通常兵器弾頭（高性能火薬弾頭）で原発が攻撃された場合、原発が重大事故（核暴走—チェルノブイリ型事故またはメルトダウン—フクシマ型事故）を起こし、大量の放射性物質を放出する蓋然性は高い。

その量は広島型原爆の数百倍に達する恐れがある。福島第一原発事故のセシウムの放出量は広島型原爆の168倍以上とされている（甲第124号証）。

このように原発はミサイルや航空機によって攻撃されても、核兵器攻撃されたのと同等もしくはそれ以上の被害をもたらす。「自国だけに向けられた核兵器」といわれる所以である。

(4) ミサイル攻撃に特に弱いのが使用済み核燃料プールである。福島原発事故でも明らかになったように、志賀原発のような沸騰水型原発においては使用済み核燃料プールは4階にあり、その上は脆弱な屋根である。福島原発事故では水素爆発により4号機の原子炉建屋の屋根が吹き飛ばされ、プールが露天となり、その脆弱性が明らかになった。使用済み核燃料プールがミサイルに直撃された場合、多数の燃料棒崩壊による再臨界、プール破壊→冷却水喪失によるメルトダウンとなることは公知であり立証を要しない。

(5) 我が国でも原発に対する武力攻撃が検討されていた。

すなわち、昭和56年にイスラエル空軍がイラクの研究用原子炉施設を爆撃する事態が起きたことを契機とし、外務省において委託研究を行い、昭和59年には「原子炉施設に対する攻撃の影響に関する一考察」（甲第125号証）という研究報告書が出され、政府は今から39年以上前には原発に対する武力攻撃を把握・想定していたのである。

ここでは、①送電線・補助電源設備に攻撃を行って原発を停止させ冷却機能を奪う方法、②格納容器に対する爆撃、砲撃、ミサイル攻撃を行う方法、③多数の誘導型ミサイルを用いて原子炉を直接破壊する3つの攻撃のシナリオが考えられていた。

いずれのシナリオによっても炉心内や使用済み核燃料プールに貯蔵されている放射性核燃料から放射性物質が環境に飛散することは避けられない事態に陥り、この報告書によると、最悪のシナリオでは急性被ばくで1万8000人が死亡し、原発から半径約8.6km圏が居住不能になると予測されていた。

このように昭和59年の時点で、政府は原発に対する武力攻撃について危険性を認識しているにもかかわらず、「仮りにかかる論文が公になった場合の各方面（例えば、反原発運動等）への諸々の影響を考えれば、書かれなかったこと自体当然であったかもしれない。」と外務省国際連合局軍縮課長の

ことわりがき（甲第125号証1頁）にあるように、原発が動かせなくなることから、この数十年間にわたって規制当局は目をつむってきたにすぎないのである（甲第126号証）。

(6) そして、原発に対するミサイル攻撃の危険は国会でも論議されていた。平成27年7月29日参院第1委員会において、山本太郎議員が質問したところ、田中原子力規制委員会委員長（当時）らは、弾道ミサイルによって放出されるという事態は想定しておらず、したがって十分な防衛策や対策を講じていないことを認めていた（甲第127号証、山本質問は39～44頁）。

(7) 付言するに、原発に対する攻撃は弾道ミサイルだけではない。

志賀原発は日本海に面して立地しているため、日本海側から艦船や潜水艦による巡航ミサイルや艦砲射撃による攻撃は容易である。攻撃機、爆撃機による誘導型爆弾やミサイルによる攻撃なども想定できる。

最近ではマッハ5以上の極超音速ミサイルも開発・量産が進められ、迎撃は困難であると見られている。ロシアは、ウクライナ侵攻で実際に極超音速ミサイルであるキンジャールを使用したと発表している。

ミサイル攻撃以外にも原発施設は非常に脆弱であることから、NATOがウクライナに軍事支援としても供与している携帯型ミサイル、ロケット砲などを用いれば、原発は容易に非常事態に陥る。

近年ではドローン技術も急速に発達しており、ドローン（無人攻撃機）を利用した武力攻撃も想定しうるところである。

2 大型航空機の突入による攻撃の脅威

(1) ミサイル攻撃以上にやっかいなのは、ハイジャックされた大型航空機が原発に故意に突入する場合である。

アメリカの9.11のワールドトレードセンタービルへの突入テロの際のもう1機は、途中で墜落しているが、最終的には近くのペンシルベニア州など数カ所の原発を目指していたのではないかと疑われている。

また、原発への突入ではないが、平成27年3月24日、ドイツ・ルフトハンザの格安航空部門ジャーマンウイングスの旅客機9525便がアルプス

山中に墜落し、乗客乗員 150 人が死亡した。墜落の原因是、副操縦士が操縦士を操縦室から締め出した上で、故意に墜落させたものと断定されている（甲第 128 号証の 1、2）。

ロシア旅客機が 10 月 31 日にエジプト北東部シナイ半島で墜落し、乗客乗員 224 人が死亡した。これは、テロリストが爆発物を持ち込んだことが原因とされているが、荷物検査の不備が原因とされる（甲第 129 号証の 1、2）。

(2) 我が国に目を向けると、昭和 57 年 2 月 9 日、日本航空 350 便の機長（後に妄想性精神分裂病と診断）が故意に逆噴射したために羽田空港沖に墜落し、乗客乗員 24 名が死亡、149 名が重軽傷を負った事故がある（甲第 130 号証）。

ニアミスであるが昭和 63 年には、伊方原発上空を飛行していた米海兵隊ヘリが、同原発から 800 メートル先に墜落するという事故が起こった（甲第 131 号証）。

(3) 大型航空機の突入による攻撃の脅威を、現実のものとして検討されるべきである。

3 拡大自殺

前項の航空機の例にもあるように、自殺するに際して他者を巻き込んで自殺することを拡大自殺（extended suicide）という。

原発では、この拡大自殺を想定してはいない。たとえば戦闘機 F15 を操縦する航空自衛隊員が拡大自殺をはかろうとするような事態は、想定をしていない。その場合、搭載するミサイルを原発に向けて発射し、その上で自ら原発に突入する形態が考えられる。ミサイル攻撃だけで、原発は致命的に破壊されるであろうし、さらに高速で戦闘機が原発に突っ込めば、その損害は拡大する。

あるいは、原発内部で従事する運転員が拡大自殺を図る場合も、極めて危険である。故意に機器を操作して事故を発生させることも想定されなければならない。

このような場合、どのような事態となるか、それを防止する対策は万全かが検討されるべきであるのに、そのような想定は一切なされていない。

4 テロ攻撃

(1) 前項の拡大自殺にも関連するが、原発の中央制御室を占拠さえすれば、原子力に関する知識がない者でも原子炉の稼働・停止や出力を調整したり制御システムを破壊することができるといわれている。

これが外部から集団的になされるのが武装集団によるテロ攻撃である。

(2) 又、通常、核燃料は大きく重いため、奪取は容易ではないが、重武装・組織的な犯行の場合、成功する可能性もある。

前述の過去の事例にあるとおり、旧ソ連等では核物質の管理が松懈であつたことに乘じて盗難や紛失が実際に起こっている。

(3) 更に、原発以外にも、核燃料サイクル施設等からプルトニウム、劣化ウランや核廃棄物等が盗まれた場合、それぞれ原子爆弾、劣化ウラン弾、その他のいわゆる汚い爆弾（Dirty Bomb、核爆弾のような核反応ではなく爆薬等で爆発させ放射性物質を拡散させる爆弾）への転用が可能となり、危険が大きい。

(4) 一般に、テロというと外部からの攻撃を想定しがちであるが、従業員等内部情報に精通した人間による機密情報の漏えい、外部脅威者の侵入帮助や、自ら攻撃を加えたりする内部脅威の存在、すなわち内部脅威者によるインサイダー行為も忘れてはならない。

5 サイバーテロ

次に考えなければならないのは、いわゆるサイバーテロである。

(1) 原発は、無数の大型ないし中型、小型コンピュータからなるシステムによってコントロールされている。そのコンピュータシステムがハッキングされ、コンピュータウィルスによって汚染された場合、システム全体が暴走して制御不能となったり、情報が大量に流出したりする恐れがある。この側面でも、重大過酷事故に至る危険性は高い。

原発のコンピュータシステムは外部から一応切り離されているとされてい

るが、システムに属するパソコンにSDカードを秘かに挿入するだけでその壁は破られてしまうのである。現に、柏崎刈羽原発ではIDカードの不正使用の例が発覚している。

- (2) 我が国の警視庁も、平成24年3月に発刊した『警備情勢を顧みて』において「サイバー攻撃の情勢と対策」の項目を立てて（甲第132号証）、諸外国で原発が基幹システムへのサイバーテロを受けて制御システムの機能不全に陥った事例、特に現にイランの核燃料精製工場では平成22年にサイバー攻撃を受けた事例を紹介して、「サイバーテロの脅威は正に現実的なものとなっています」と述べている。平成22年9月、イランの原子力発電所等のコンピュータ約3万台が、産業用システムを標的とする「スタックスネット」と呼ばれる不正プログラムに感染していたことが判明した。原子炉が制御不能に陥り、暴走するおそれがあった旨も指摘されている。「スタックスネット」は、インターネットに接続していないシステムにもUSBメモリ等を介して感染することが分かっている。
- (3) 平成26年12月には北朝鮮のハッカー集団が韓国の原発をサイバー攻撃し、発電所の設計図や作業員の研修データなどが不正流出したことが発覚している（甲第133号証）。
- (4) また、日本でも、平成26年1月2日、高速増殖炉「もんじゅ」（福井県敦賀市）で、中央制御室内にある業務パソコンがコンピュータウィルスに感染した事件が発生している（甲第134号証）。
- (5) 人間が作り上げるセキュリティが万全のものでない以上、高度な技術を持ったハッカーが原発の制御系システムの脆弱性に付け込んで侵入した上で燃料操作によって炉心に影響を与える等の可能性も、現実的な脅威である。

第3 現実化した原発に対する武力攻撃

- 1 ロシアは、令和4年2月24日、ウクライナに対して軍事侵略を開始した。ロシアは、ウクライナの空港施設、港湾施設、軍事施設のみならず、住宅、学校、病院、スーパーなどにも攻撃を行い、多数の市民を殺害している。
- 2 そして、ロシアは、ウクライナへの軍事侵略の中で、同年2月24日にチ

ヨルノービリ（チェルノブイリ）原子力発電所に対し軍事攻撃を行い、これらの施設をロシアが一時占領・掌握した。

3 また、ザポリージャ原発の敷地内にある訓練棟に発射体が着弾し、火災が発生した。ザポリージャ原発には6基の原子炉が存在しており、発射体が着弾した訓練棟は、1号機の原発から約300メートルしか離れていなかったのである。敷地内には原子炉以外にも使用済み燃料のプールも置かれている。

少し着弾点がずれていれば、原子炉や使用済み燃料プールに着弾していた可能性は十分に存在していたのである。

その後も、頻繁にザポリージャ原発は攻撃を受け、令和5年3月には、ロシア軍のミサイル攻撃により6度目の外部電源喪失の事態が発生した。

4 また、チョルノービリ原子力発電所においては一時外部電源を喪失する事態まで発生した。外部電源の復旧がなければ、冷却機能が失われ、使用済核燃料が露出し、放射性物質が環境に飛散する福島第一原発事故以上の深刻な事態を招く危険性があった（以上1～4につき甲第135～141号証）。

5 原子力施設に対する武力攻撃という恐れていた事態が、国連の常任理事国であるロシアのウクライナに対する軍事侵略によって、現実化したのである。

第4 国会における議論

1 原発への武力攻撃を受けての議論

国会においては、日本の原発がウクライナと同様に他国による武力攻撃にさらされた場合について質疑がなされ、更田豊志原子力規制委員会委員長（当時。以下同様）らが以下の答弁を行っている。

2 第208回国会参議院経済産業委員会（令和4年3月8日）

参議院経済産業委員会では、森ゆう子議員の質問に対し更田委員長は、炉心には、一炉心分の燃料しかなく鋼鉄製の頑丈なものの中に入っているが、使用済みの燃料プールには、何炉心分もの燃料を抱えており建物も堅牢なわけではないので、原発に対する武力攻撃はプールに蓄えている使用済核燃料に対する直接かつ深刻な事態をもたらすと述べている。

また更田委員長は、武力攻撃を受けた場合に特定重大事故等対処施設は、

武力攻撃に備えるように設計をされたものではないと述べ、特定重大事故等対処施設が武力攻撃には何らの備えとならないことも認めた（甲第142号証）。

3 第208回国会衆議院経済産業委員会（令和4年3月9日）

衆議院経済産業委員会では、山崎誠議員の質問に対し、更田委員長は、二国間の紛争による武力攻撃は、審査等においても想定をしておらず、対策を要求をしていない。と他国からの武力攻撃に対して原発は何ら備えをしていないことを断言した（甲第143号証）。

4 第208回国会参議院災害対策特別委員会（令和4年3月11日）

参議院災害対策特別委員会では、塩村あやか議員の問い合わせに対し更田委員長は、原発の審査等の中で武力攻撃は想定しておらず、要求もしていないと繰り返し述べた上で、ミサイルそのものが持つその破壊力によって放射性物質が飛散するようなことがあれば、環境に大きな影響が出るということは避けられないと述べ、放射性物質がある限り、原子力施設が運転しているか停止しているかは差がない。取れる対策というのは、強力なミサイルの着弾を前提とする限りにおいては事実上ないと述べ、原発がミサイル攻撃には何ら有効な対策を取れる手段を持ちえないことを委員長が認めたのである（甲第144号証）。

第5 新規制基準での対策の不備

- 1 被告は、新規制基準においては、テロが発生した場合に対処するための基準を新設し、航空機衝突などへの可搬式設備を中心とした対策をとり、バックアップ対策として特定重大事故等対処施設の整備を要求しているとして、新規制基準におけるテロ対策に関する規制が不十分であるとはいえない旨主張する（被告準備書面（9）2頁～10頁）。
- 2 しかしながら、被告の上記主張は、法律や規則を挙げるのみで、具体的にどのような対策が講じられており、しかもそれらの対策が有効に機能し、原告らが指摘している危険な事態の発生をいかに防止できるのかについて、何ら具体的な主張立証がなされていないので、そもそも反論となっていない。

3 しかも新規制基準では、武力攻撃について何ら対策を求めていないことを、歴代の原子力規制委員長は一貫して自認している。しかし、原発に対するイスラエルの爆撃やロシアの武力攻撃などが現実に起こっている以上、新規制基準が作られた経緯に鑑みるならば、二国間の武力攻撃についても当然に規制基準に含めなければならないはずであるにもかかわらず、二国間の武力攻撃を審査の対象としない新規制基準ひいては被告の対策には不備がある。

4 又、テロ対策の基準とされる設置許可基準規則6条（外部からの攻撃による損傷の防止）によると、外部からの人為的事象が対象とされているが、ここでは「故意によるものを除く」とされており、故意のテロ攻撃は除かれているのであるから（乙第15号証8-1-54、57）、そもそも真のテロ対策とはなっていないのである。

5 更に被告はテロ対策として、不審者の侵入を防止しているなどと指摘している（被告準備書面（9）10頁）。

しかしながら、本格的なテロ行為としての故意による大型航空機のハイジャックによる自爆テロ等の航空機衝突や爆弾テロの標的になったときは、コンクリート壁等の障壁も機能しないし、不審者の侵入防止程度の対策では何らの効果もない。

米国のNRC（米国原子力規制委員会）は、強力な武装集団によるテロへの対策として約50人による模擬テロ集団を組成し、かつ各原発に約150人からなる自衛武装隊を組成させ、両者の間で実戦ながらの模擬戦闘をさせて安全強化をはかっている。

しかし、我が国にはそのような制度はなく、原発は自前と外注の警備員（非武装）によって警備しているだけである。日本の原発の武装テロへの備えは極めて脆弱であり、新規制基準ひいては被告もこれに対する十分な対策をとっていないから、不十分としか言いようがない。

6 被告は、新規制基準におけるテロ対策に特定重大事故等対処施設を設置することが要求されていることも挙げている（被告準備書面（9）9頁）。

しかし、第4項で記述した通り、更田委員長は武力攻撃を受けた場合には、特定重大事故等対処施設は何らの備えにならないことを自認している。現に、同施設はあくまでテロ攻撃を防止できる施設ではなく、被害の影響を緩和する施設とされているにすぎない。

従って、特定重大事故等対処施設についても、不十分といわざるを得ない。

第6 結語

1 原発は自国民に向けられた核兵器である

ロシアのウクライナ侵攻を契機として、政界では抑止力の強化のため核シェアリングを提唱する声が出ている。しかし、核共有は、核兵器の移転を禁止する核兵器不拡散条約（NPT）に違反するものであり、日本が堅持する非核三原則からしても認められる余地は全くない。

むしろ、我が国では、核兵器の「逆シェアリング」が行われていることが重要である。すなわち、国内で原発や原子力施設を保有・運営していること自体が、対立国家の核兵器を国内に存置しているのと同じなのである。これまで述べた想定される攻撃によっていとも簡単に我が国は破滅的な規模の被害を受けることとなる。

まさに原発は、自国民に向けられた核兵器といつても何ら過言ではない。

2 万が一という事態が現実化している

前出の塩村あやか議員が「そんなことはあり得ないと、そう冷笑されていたことが、原発に関しては次々と起こっています。」（甲第144号証）と指摘するとおり、福島第一原発事故によって原発の安全神話は根底から覆された。そして、ロシアによる原発への武力攻撃によって、原発が攻撃を受けることはないという神話は覆され、攻撃を受ける事態が現実に起きているのである。

現に令和4年3月30日に、全国知事会は、ロシア軍のザポリージャ原発への攻撃を受け、原発に対するミサイル攻撃が行われる事態になった場合の自衛隊による迎撃と部隊配備を求める緊急要請を国に対し行い、原発への武力攻撃の危機感をあらわにしている（甲第145号証、甲第146号証）。

補助参加人は本件発電所を管理・運営し、それにより経済的利益を得ている立場にあり、被告ら取締役は善管注意義務を負っているのであるから、武力攻撃や航空機落下・爆弾テロに対する対策を真剣に検討し、かかる対策を原子炉や格納容器の設計面に組み込む等の対策を講じなければならないはずであるが、この点が検討された形跡がない。

志賀原発は、武力攻撃・テロのリスクに対して無防備であり、外国からの攻撃やテロに襲われて過酷事故に至る危険性は極めて高いのであるから、決して再稼働させてはならないのである。

なお、我々はむやみに北朝鮮や中国の脅威を煽りつつ、自国の軍備増強を進めて、もって北アジア地域の緊張を強める政府の立場と同じような立場に立つものではないし、北朝鮮や中国を「仮想敵国」として扱うことを求めるものではないことを付言する。

以上